

参加
無料

不動産オーナー様向け

「民法改正で変わる賃貸運営のポイント!!」

主催:小川組/協力:立川 正雄弁護士

2020年4月1日から施行される民法(債権法)改正により、オーナー様の賃貸運営が大きく変わります。そこで、貸主としてはどのような点に注意すべきなのか?貸主のリスク負担の増大にどのように対処すればよいのか?など、賃貸運営のポイントを詳しくお話します。

講師 **立川 正雄** 弁護士



立川・及川法律事務所

〒231-0005

横浜市中区本町1丁目3番地 綜通横浜ビル8階

TEL 045-664-9115 / FAX 045-664-9118

出身: 神奈川県鎌倉市
生年: 1952年(昭和27年)
出身大学: 中央大学法学部
趣味: テニス・ゴルフ・スキー



不動産適正取引推進機構 紛争処理委員、神奈川県宅地建物取引業協会 顧問弁護士、神奈川県住宅紛争審査会 紛争処理委員などの要職を歴任。会社法務、開発・建設・不動産法務、倒産法務を専門分野とし、数々の講演会や執筆も行う、この分野ではトップランナー。

日程 **11月16日(土)** 14:00~16:00 受付開始 13:30

定員 **20名** ※応募者多数の場合は抽選となりますので、予めご了承ください。

会場

川崎市コンベンションホール 会議室3・4

〒211-0063

川崎市中原区小杉町2丁目276番地1

パークシティ武蔵小杉 ザ ガーデン タワーズイースト 2階

JR南武線「武蔵小杉」駅北口 徒歩約4分

東急東横線・目黒線「武蔵小杉」駅 徒歩約5分

※ペDESTリアンデッキを使用し2階からお越しください。



お申し込み・お問い合わせ



OGAWAGUMI CO., LTD.
Imagination & Engineering
www.ogw-net.co.jp

株式会社 小川組

営業部セミナー担当

川崎市川崎区榎町3番1-307号

電話044-244-5661/FAX044-245-1962



14:00～

第1部 民法の債権法改正の概要

- 1、債権法改正の理由
- 2、改正法の施行と更新

第2部 民法改正で変わる賃貸運営のポイント

- 1、保証関係で貸主の未回収リスクが増える
- 2、賃貸目的物の設備故障等による賃料減額にどう対処

第3部 敷金・保証金の取り扱い方法は変わるのか？

第4部 原状回復のルールは変わるのか？

16:00～16:30

無料相談会(3名程度)

※無料相談をご希望の方は、下記申込書の「希望する」に○印と「相談したい内容」をご記入してください。
応募者多数の場合は抽選とさせていただきます、当選者にのみご連絡いたします。



FAX送信用

お申込みFAX:044-245-1962

「民法改正で変わる賃貸運営のポイント!!」

11月16日(土) 14:00～16:00

(受付開始:13:30)

お名前(ふりがな)

ご同伴者数

名(本人含まない)

ご住所

ご年齢

代

お電話番号

ご職業

無料相談

希望する・希望しない (相談内容:)

メールアドレス

@

[主催] 株式会社 小川組 TEL:044-244-5661 (平日8:00～17:00)

※ご記入いただいた情報は弊社のセミナー活動のみに使用し、他の目的では使用致しません。